

赤磐市公立保育園保育環境向上事業 周匝保育園整備に係る調査測量設計工事監理業務 仕様書

1. 業務名

赤磐市公立保育園保育環境向上事業
周匝保育園整備に係る調査測量設計工事監理業務

2. 業務の目的

本市が吉井地域に保有する周匝保育園は、築40年を超える建物で老朽化が進んでおり、躯体の状況や地域のニーズ等を踏まえた上で、敷地内運動場に建替えを行う。

本業務では、周匝保育園の保育環境を向上させるため、建替えに係る基本設計及び実施設計、測量並びに地質調査等を実施する。

3. 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日

4. 工事概要

この業務で詳細設計する工事は下記の概要とする。

(1) 工事概要

- ア 敷地：赤磐市周匝 1549 番地及び 1561 番地 都市計画区域外 約 7,000 m²
- イ 建築：新園舎 延床面積 約 600 m² 構造の指定なし・階数の指定なし
- ウ 解体：現園舎 延床面積 約 500 m² 鉄筋コンクリート造・平屋建 1983.2 竣工
- エ 外構：現運動場に新園舎新築後、現園舎等を撤去し、新運動場を整備する。
園舎の移転に伴い、外構・遊具・植栽・駐車場・倉庫等を整備する。
- オ 注意：埋蔵文化財包蔵地区区域内であり、敷地内には保存が必要な石垣が存在する。

(2) 概算事業費

3 億円～3.5 億円（建築、解体、外構等含む）

(3) 施設の供用開始

令和8年3月（予定）

(4) 事業スケジュール想定

※発注者が別途指示する場合は、当該期間までとする。（入札用設計書など）

令和6年度			令和7年度			
2 四半期	3 四半期	4 四半期	1 四半期	2 四半期	3 四半期	4 四半期
測量 地質調査	基本設計 詳細設計	→→→→→	工事監理 建築工事	→→→→→	→→→→→	→→→→→
		→→→→→ (建築工事発注)		→→→→→	→→→→→	→→→
				外構工事	→→→→→	引越 解体 →→→→→

5. 業務内容

業務の実施に当っては、関係法令及び適用基準等を遵守すること。また、建築基準法その他関係法令及びその他これに基づく条例規則等の規定によるほか、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したもの(最新版)によること。

(1) 業務計画書の作成

本業務の実施にあたり、業務の目的及び内容を的確に把握し、業務計画を立案するとともに必要な準備を行う。なお、業務計画書を提出し、発注者の承認を得ること。

(2) 測量

測量対象範囲は概ね別紙の赤枠に示す範囲とする。ただし範囲の拡大等が生じた場合は別途協議を行うものとする。

- | | |
|------------------|-------------------------|
| ア 現地測量(S=1/1000) | A=0.001 km ² |
| イ 4級基準点測量 | N=4 点 |
| ウ 横断測量 | L=0.07km |

(3) 地質調査

新園舎計画地において下記示す調査等を実施する。なお、ボーリングの具体的な位置は、契約後に担当職員と協議のうえ決定する。

①調査ボーリング(サウンディング及び原位置試験)

- ア 位置：2 か所
- イ 予定深度：各約 10m
- ウ 孔径：φ 66mm
- エ 標準貫入試験：各 10 回
- ※ 掘り留め条件：N 値 50 以上を 5m 連続確認

②室内地質試験

- ア 土粒子の粒度試験：3 個／試料
- イ 土の粒度試験(沈降分析、ふるい分け含む)
- ウ 土の塑性限界試験：3 個／試料

(4) 建築・外構等設計

新園舎等について、下記に示す設計及び各種申請業務を実施する。

なお、本仕様書に定めのない事項については、業務委託契約書及び公共建築設計業務委託共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)によるほか、発注者と協議のうえ決定する。

①基本設計に関する標準業務

令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添一第 1 項第一号に掲げるもののうち、本業務に関連するものとする。

②実施設計に関する標準業務

令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添一第 1 項第二号に掲げるもののうち、本業務に関連するものとする。

③各種申請業務

次の交付申請に伴う県及び関係省庁提出用書類の作成及び手続き業務を行う。

なお、各種申請手数料は本業務に含まないものとする。

ア 建築確認申請に関する書類作成(消防関係等関連書類作成)

イ 構造計算適合性判定に係る書類作成

ウ 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る書類作成

エ 都市計画法に関する許可申請書作成

オ その他、本業務に必要なとなる書類作成(発注者と受注者の協議のうえ決定する。)

(5)解体設計

新園舎整備に伴い解体する既存施設について、下記に示す解体設計及び各種申請業務を実施する。

なお、本仕様書に定めのない事項については、業務委託契約書及び公共建築設計業務委託共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)によるほか、発注者と協議のうえ決定する。

①解体実施設計に関する標準業務

令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第二号に掲げるもののうち、本業務に関連するものとする。

②各種調査業務

ア アスベスト調査・解析

イ PCB使用実態調査

ウ その他、本業務に必要なとなる調査業務(発注者と受注者の協議のうえ決定する。)

(6)監理業務

①期 間：工事開始から工事完了までとする。

②業務範囲：設計図書と工事内容の整合性の確認及び諸検査等の工事監理を行い、定期的に本市に対して工事及び工事監理の状況を報告することとする。

③業務方針：設計段階から、施工・整備、施設の引渡し、既存施設の解体・撤去までの期間において、本市及び設計者、工事施工者との調整を適宜行うこと。
また、建物の性能・品質が確保されるよう、必要な対策を講じること。

(7)その他の条件

ア 本仕様書及び関係法令に基づき設計すること。

イ 監督員、子育て支援課との打ち合わせを密に行い設計すること。

なお、保育園関係者の意向等があり、合わせて協議しながら設計を進めること。

ウ 特記のない場合は、監督員等と協議のこと。

6. 打合せ及び記録

ア 原則として対面で打合せを行うこと。打合せ後は、受注者で議事録を作成し遅滞なく提出すること。

7. 提出書類

(1) 契約時

- ア 業務計画書(「5. (1)業務計画書の作成」参照)
- イ 管理技術者等届
管理技術者の資格(資格証の写し添付)及び経歴を明示する。
- ウ その他担当職員が必要と認めた書類

(2) 完了時

- ア 委託業務完了届
- イ 成果品(「8. 成果品」及び「9. 成果品の提出」参照)
- ウ その他担当職員が必要と認めた書類

8. 成果品

(1) 測量

- ア 測量報告書
- イ 測量成果簿
- ウ その他担当職員が必要と認めた資料

(2) 地質調査

- ア 地質調査報告書(報告書、柱状図、地層推定断面図、写真等)
- イ 地質標本箱
- ウ 地質平面図
- エ 地質断面図
- オ その他担当職員が必要と認めた資料

(3) 建築・外構等設計

① 基本設計

次に示す成果品を作成すること。なお、建築(構造)、電気設備及び機械設備の成果品は、建築(意匠)基本設計の成果品の中に含めることができる。

a 建築(意匠)基本設計書

- ア 建築(意匠)基本計画及び説明書
- イ 各仕様計画概要書
- ウ 面積表
- エ 敷地案内図
- オ 配置計画図
- カ 平面計画図及び動線計画図
- キ 断面計画図
- ク 立面計画図

b 建築(構造)基本設計書

- ア 構造計画及び仕様概要
- イ 構造計画図

c 電気設備基本設計書

- ア 電気設備計画及び仕様書概要
- イ 電気設備計画図

d 機械設備基本設計書

- ア 機械設備計画及び仕様書概要
- イ 機械設備計画図

e その他

- ア 概略工程表
- イ 概算工事費
- ウ 透視図
- エ 日影図（申請上必要な時）
- オ その他担当職員が必要と認めた資料

②実施設計

次に示す成果品を作成すること。なお、建築(構造)の成果品は、建築(意匠)実施設計の成果品の中に含めることができる。

a 建築(意匠)設計図書

- ア 建築物概要書
- イ 仕様書
- ウ 仕上表
- エ 面積表及び求積図
- オ 敷地案内図
- カ 配置図
- キ 平面図
- ク 断面図
- ケ 立面図
- コ 矩計図
- サ 展開図
- シ 天井伏図
- ス 平面詳細図
- セ 断面詳細図
- ソ 部分詳細図
- タ 建具表
- チ 外構図
- ツ 建築関係法令チェックリスト
- テ サイン計画図
- ト 什器類配置計画図

b 建築(構造)設計図書

- ア 仕様書
- イ 構造基準図
- ウ 伏図
- エ 軸組図
- オ 部材断面表
- カ 部分詳細図
- キ 構造計算書

c 電気設備設計図書

- ア 仕様書
- イ 配置図
- ウ 受変電設備図
- エ 幹線系統図
- オ 電灯・コンセント設備平面図
- カ 通信・情報設備図
- キ 火災報知等消防設備図

d 機械設備設計図書(給排水衛生設備)

- ア 仕様書
- イ 配置図
- ウ 機器表(厨房機器を含む)
- エ 給排水衛生設備図
- オ 給湯設備平面図

e 機械設備設計図書(空調換気設備)

- ア 仕様書
- イ 配置図
- ウ 機器表
- エ 空調設備図
- オ 換気設備図

f その他

- ア 関係法令に基づく各種申請書類
 - イ 概略工程表
 - ウ 工事内訳書(単価根拠共)
 - エ 鳥瞰図
 - オ 日影図(申請上必要な時)
 - カ 各種技術資料
 - キ 打合せ記録簿
 - ク その他担当職員が必要と認めるもの
- ※開発許可は、不要と想定としている。

(4) 解体設計

a 解体設計図書

- ア 建築物概要書
- イ 面積表
- ウ 敷地案内図
- エ 配置図
- オ 平面図
- カ 断面図
- キ 立面図
- ク 概算工事費

b その他

- ア 概略工程表
- イ その他担当職員が必要と認めるもの

9. 成果品の提出

(1) 測量

提出図書	サイズ	部数	提出形式	摘 要
測量報告書	A4	1 式	製本	製本形状は任意
測量成果簿	A4	1 式	製本	製本形状は任意
上記の電子媒体	—	1 部	CD 等	CD-R 又は DVD-R

(2) 地質調査

提出図書	サイズ	部数	提出形式	摘 要
地質調査報告書	A4	1 部	製本	製本形状は任意(報告書、柱状図、地質推定断面図、写真等)
上記の電子媒体	—	1 式	CD 等	CD-R、DVD-R
地質標本箱	—	1 セット	専用箱	ボーリング箇所数につき各 1 セット

(3) 建築・外構等設計

① 基本設計

提出図書	サイズ	部数	提出形式	摘 要
基本設計図書(金入)	A4	1 部	ファイル	設計内訳書 1 部(代価表、数量計算書等含む)
設計図	A3	1 部	ファイル	電子データ共(DWW 形式、PDF 形式)
概略工程表	A3	1 部	ファイル	電子データ共(Excel 形式)
透視図	A3	1 部	ファイル	電子データ共、4 方向カラー、構図詳細は協議により決定する
各種技術資料	A4	1 部	ファイル	電子データ共
打合せ記録簿	A4	1 部	ファイル	電子データ共
上記の電子媒体	—	1 部	CD 等	CD-R 又は DVD-R(Excel、DWW、PDF 形式等)

②実施設計

提出図書	サイズ	部数	提出形式	摘 要
設計図書(金入)	A4	1 部	ファイル	設計内訳書 1 部、代価表・数量計算書等含む
設計図	A4 (A3)	1 部	ファイル	電子データ (Excel 形式)、代価表・数量計算書等含む
構造計算書	A4	1 部	ファイル	出力データの原稿を綴ること
設計単価資料	A4	1 部	ファイル	刊行物及びカタログのコピー、見積書のコピー
概略工程表	A3	1 部	ファイル	電子データ共 (Excel 形式)
各種申請書類	A4	1 部	ファイル	電子データ共
透視図	A4 (A3)	1 部	ファイル	電子データ共、4 方向カラー、構図詳細は協議により決定する
打合せ記録簿	A4	1 部	ファイル	電子データ共
上記の電子媒体	—	1 部	CD 等	CD-R 又は DVD-R (Word、Excel、DWW、PDF 形式等)

(4)解体設計

提出図書	サイズ	部数	提出形式	摘 要
設計図書(金入)	A4	1 部	ファイル	
設計図	A4 (A3)	1 部	ファイル	電子データ (Excel 形式)、代価表・数量計算書等含む
概算工事費	A4	1 部	ファイル	
全体工程表	A3	1 部	ファイル	電子データ共 (Excel 形式)
上記の電子媒体	—	1 部	CD 等	CD-R 又は DVD-R (Word、Excel、DWW、PDF 形式等)

10. その他留意事項

- ア 受注者は、業務実施に当たり、関係法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。
- イ 現地における各種調査を行う場合は、あらかじめ担当職員に報告するとともに、円滑に調査が実施できるよう、交通の妨害又は公衆に迷惑を及ぼさないよう努め、受注者の責任において関係者と緊密かつ十分な協調を保つこと。また、各種調査時には身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示すること。
- ウ 受注者は、本業務で知り得た事項並びに関連資料を当該業務に係る者以外に漏らしてはならない。
- エ 特許にかかわる材料・工法等を採用しようとする場合は、発注者と打合せを行い、指示を受けること。
- オ 特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合には、あらかじめ発注者と協議し、承諾を受けること。

別紙

